ご寄附のお願い

# 科学教育みらい創生プロジェクト

## 未来を創生する科学教育を奈良の地で充実するために

**奈良教育大学**
**理数教育研究センター**

［住　所］〒630-8528
奈良県奈良市高畑町
［電　話］0742-27-9333
［メール］nesm@nara-edu.ac.jp


詳しくはこちら

奈良　理数センター

**皆様のご支援 ご協力を賜りますよう 心よりお願い申し上げます**

いただいたご寄附の用途

### 未来を拓く科学教育人材の育成

教員養成や現職教員研修などを通して、次世代の科学教育を担う指導者を育成します。

### 地域における科学教育活動の充実

地域の学校・自治体・企業・団体と連携し、科学教育イベントや学習機会の充実を図ります。

### 科学と出会う体験拠点づくり

子どもから大人までが科学に触れ、学び、交流できる拠点づくりを進めます。

科学教育は、子どもたちが「なぜ？」と問い、実体験を通して科学のおもしろさに出会い、自ら未来を切り拓く力を育む営みです。

本プロジェクトでは、教育人材育成、科学教育活動の充実、体験拠点づくりへの取り組みを通して「科学と共に育つ地域」の実現を目指しています。

地域の子どもたちが、夢や可能性に出会える温かな未来を、皆様とともに創っていければ幸いです。

# ご案内

## ご協力いただける方

個人・法人を問わず、科学教育の推進にご協力いただける方であれば、どなたでもお申し込みいただけます。

## ご協力をお願いする金額

個人名義及び法人・団体名義にて1口100,000円からお申し込みいただけます。

## お手続き方法

「奈良国立大学機構寄付金受入規程」に基づいて手続きを行います。
奈良教育大学 理数教育研究センターのホームページから「寄附申込書」をご作成の上、事務担当までメール（g-kenkyu@nara-edu.ac.jp）でご提出ください。詳しい手続きについてご説明させていただきます。

## 留意事項

ご寄付の入金を確認した後、「寄附金領収書」を発行いたします。確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

## 税制上の優遇措置について

本プロジェクトに対して納入いただいた寄附金は、所得税法第78条第2項第2号の特定寄付金、法人税法第37条第3項第2号の指定寄附金に該当するもので、以下の場合に税法上減免措置を受けることができます。

### 個人の場合

下記のいずれかが選択可能となります。

**・所得控除**

個人の寄附のうち、その年に支出した寄附金額（総所得金額の40％が上限）から2,000円を差し引いた額を、所得税の課税所得から控除することができます。

控除対象額：（寄附金額－2,000円）×所得に応じた税率

**・個人住民税（県民税・市町村民税）の控除**

奈良教育大学又は奈良国立大学機構（奈良教育大学・奈良女子大学）を寄附金控除の対象法人として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、所得控除に加えて、個人住民税の控除を受けることができます。詳しくは、それぞれの都道府県及び市町村にお問い合わせください。

### 法人の場合

法人税法 第37条 第3項 第2号により、寄附金の全額を損金算入することができます。